

MAFFとは農林水産省の英語表記「Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries」の略称です。

## Contents

- 環境に配慮した米の生産～販売の取組  
(JA福岡市・グリーンコープ生活協同組合連合会)
- 「はかた地どり」～地理的表示(GI)に登録！(令和4年3月31日)～

## 環境に配慮した米の生産～販売の取組

(JA福岡市・グリーンコープ生活協同組合連合会)

長年、水稻の減農薬栽培に取り組んできたJA福岡市様とお取引のあるグリーンコープ生活協同組合連合会様と意見交換を行いましたので、その取組をご紹介します！

## JA福岡市様の取組

## 一 生産について

当JAでは昭和50年代ころから減農薬栽培の取組みを進めてきました。

虫見板を利用したり、畦畔の除草も基本的に人力で行われ、**密植を避けたり益虫を守る**ことで、ウンカ大発生時でも管内の被害は少ないほうです。

また、管内は砂地が多いことから、**肥料成分の流出を避ける**ため、緩効性肥料を基本とし、**施用量(窒素成分)は福岡県の慣行よりも低く設定**しています。単収は慣行の施肥を行う他の地域より少ないものの、**窒素成分を抑えた結果、食味が向上**したため、お客様に好評です。

※1 種子更新による品種確認、農産物検査、栽培記録の確認、研修会などへの出席ほか

※2 特A：栽培期間中、無農薬かつ使用する化学肥料の窒素成分が慣行レベルの5割以下で栽培。特別栽培米として販売。

A：栽培期間中、無農薬。

B：栽培期間中、農薬使用成分が4成分以内。

## 一 買取・販売について

要件※1を満たした米をPB米として生産者から買取を行っています。PB米は、**農薬や化学肥料の使用状況に応じて3つの区分※2に分類**しています。

買取はリスクを伴いますが、生産者の所得と集荷率向上のために決断しました。半分程度は生協との年間契約や学校給食で、残りは直売所等を通じて販売し、完売しています。学校給食用は、JAとして採算がとれないケースもありますが、**子どもたちに環境に配慮したお米を食べて欲しい**という願いで、供給しています！



虫見板の利用



栽培区分毎に色分けした旗の設置



PB米

意見交換ありがとうございました！

— どんなお米を取り扱っていますか？

当連合会が提供するお米は**農薬不使用・減農薬米が基本**です。栽培内容によって4つに区分※1し、独自のブランド商品として販売しています。

毎年取引のある産地からの引取数量は、生産前年に当連合会から産地（JA、生産者グループ）に引取希望数量を提示し協議を始めます。播種前契約ではないですが、生産年の6月までに引取数量を確定しています。



※1 赤とんぼ有機：有機栽培（3年以上、化学合成農薬・化学合成肥料を使わずに栽培）でJAS法による有機の認定を受けた米。  
赤とんぼA：化学合成農薬不使用。  
赤とんぼB：種子消毒には化学合成農薬不使用で、収穫までの化学合成農薬成分率は4割以内。  
赤とんぼC：種子消毒から収穫までの化学合成農薬成分率は10割以内。

意見交換ありがとうございました！

— 再生産可能な取組へ

販売価格に関しては、**購入者の方には、地域農業の再生産に必要なコストであり、品質に見合った価格としてご理解いただいている**と思います。

このようなお米の取扱いを拡大するためには、低価格化が有効と考えますが、それでは生産現場が疲弊してしまいます。学校給食に結びつけることも有効ですし、自治体の補助も必要と考えます。

「はかた地どり」

～地理的表示(GI)に登録！（令和4年3月31日）～

生産者団体 福岡県はかた地どり推進協議会

特性

- ・うま味成分である**イノシン酸を多く含み、食味が良い**うえ、身が締まっていて、**程良い弾力と歯ごたえ**がある。
- ・煮炊き料理などで**煮崩れが起こりにくい**。

地域との結び付き

福岡県は古くは江戸時代から養鶏の歴史がある土地柄で、「はかた地どり」は**福岡県を代表する郷土料理の「水炊き」や「がめ煮」に適した鶏肉**として、昭和62年(1987年)に開発された。

生産実績

昭和63年度の出荷羽数は約8万羽であったが、平成29年度には55万羽を超え、九州の地鶏肉の中でも最大級の出荷規模に成長している。



はかた地どり

☆ 詳細はこちら →  
八女伝統本玉露に続き、福岡県で2製品目の登録です！



アンテナショップ情報!!

2017年、ゆかりの深い福岡市博多区上川端町に直営店舗「はかた地どり専門料理 福栄組合」を開業。はかた地どりのアンテナショップとしてメニューやイベント等を通じて情報発信をしています。

☆はかた地どり公式サイトはコチラ →



地理的表示 (GI) とは？

地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在しています。これらの産品の名称(地理的表示)を知的財産として登録し、保護する制度が「地理的表示保護制度」です。



<https://www.maff.go.jp/kyusyu/syokuryou/gi/index.html>

【お問合せ先】

九州農政局福岡県拠点地方参事官室  
〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉3-17-21 TEL 092-281-8261 (代表)  
<https://www.maff.go.jp/kyusyu/fukuoka/index.html>

